

令和 6 年 12 月

江南市議会厚生文教委員会会議録

12月12日

令和 6 年12月12日〔木曜日〕午前 9 時30分開議

本日の会議に付した案件

議案第81号 江南市立児童厚生施設に係る指定管理者の指定の期間の変更に
ついて

議案第82号 令和 6 年度江南市一般会計補正予算（第 5 号）

第 1 条 歳入歳出予算の補正のうち

ふくし部

健康こども部

教育部

の所管に属する歳入歳出

第 2 条 繰越明許費の補正のうち

保育園改修（空調設備）事業

第 3 条 債務負担行為の補正のうち

（仮称）多世代交流プラザ整備事業

児童館（（仮称）多世代交流プラザ）整備事業

古知野児童館及び藤ヶ丘児童館指定管理料

トレーニング室等管理委託料

北部学校給食センター調理委託料

第 4 条 地方債の補正のうち

保育園空調設備改修事業

議案第84号 令和 6 年度江南市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

請願第 8 号 ノーベル平和賞を受賞した被爆者の願いである、日本政府に核
兵器禁止条約への調印・批准を求める意見書提出を求める請願
書

当委員会の行政視察報告書について

行政視察について

今年度の当委員会の研修会について

市民と議会との意見交換会について

出席委員（7名）

委員長 藤岡和俊君
委員 野下達哉君
委員 三輪陽子君
委員 須賀博昭君

副委員長 土井紫君
委員 尾関昭君
委員 長尾光春君

欠席委員（0名）

委員外議員（10名）

議長 伊藤吉弘君
議員 堀元君
議員 中野裕二君
議員 石原資泰君
議員 岡地清仁君

副議長 片山裕之君
議員 掛布まち子君
議員 大薮豊数君
議員 津田貴史君
議員 牧野行洋君

職務のため出席した事務局職員の職、氏名

事務局長兼議事課長 石黒稔通君
主任 鶴見吉宏君

副主幹 磯部将人君

説明のため出席した者の職、氏名

市長 澤田和延君

教育長 村良弘君

ふくし部長 貝瀬隆志君

健康こども部長兼こども家庭センター長

坪内俊宣君

教育部長 松本朋彦君

地域ふくし課長 石田哲也君

地域ふくし課主幹 土谷武史君

地域ふくし課副主幹 安藤和仁君

介護保険課長	栗 本 真由美 君
介護保険課主幹	影 山 壮 司 君
介護保険課副主幹	三 浦 理 恵 君
ふくし支援課長	稲 田 剛 君
ふくし支援課主幹	古 川 雄 一 君
保険年金課長	三 輪 崇 志 君
保険年金課主幹	鈴 木 勉 君
保険年金課副主幹	岩 井 貴 臣 君
こども未来課長	間 宮 徹 君
こども未来課副主幹	大 脇 宏 祐 君
こども未来課副主幹	中 山 享 哉 君
子育て支援課長	長谷川 崇 君
子育て支援センター所長	中 村 由 香 君
子育て支援課副主幹	加 藤 あかね 君
子育て支援課副主幹	高 田 昌 治 君
健康づくり課長兼保健センター所長	中 山 英 樹 君
健康づくり課主幹	脇 田 亜由美 君
健康づくり課副主幹	葛 谷 美智子 君
教育課長	茶 原 健 二 君
教育課管理指導主事	長 岡 晃 臣 君
教育課主幹	源 内 隆 哲 君
教育課副主幹	岩 田 麻 里 君

学校給食課長兼南部学校給食センター所長兼北部学校給食センター所長

仙 田 隆 志 君

学校給食課副主幹

宇佐見 裕 二 君

生涯学習課長兼少年センター所長

藤 田 明 恵 君

生涯学習課主幹

前 田 昌 彦 君

生涯学習課副主幹

石 垣 恵 子 君

スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長

中 村 雄 一 君

スポーツ推進課副主幹

岡 地 孝 浩 君

○委員長 それでは、ただいまより厚生文教委員会を開会いたします。

時間前ですが、皆様お集まりですので、これより始めたいと思います。

本日は、お寒い中お集まりいただきありがとうございます。12月定例会の厚生文教委員会に付託されました案件も重要な案件がたくさんあります。委員の皆様のご質問及び当局の答弁を含めまして、簡潔明瞭に行っていただき、議事進行への御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、市長から挨拶をお願いいたします。

○市長 皆さん、おはようございます。

本年、市政70周年記念というようなことで、年内の行事、先週のランタンイベントを持ちまして年内の行事としましては一応終わりました。大変盛況いただいておりますし、職員の皆さん方も一生懸命やっただいただいているというふうに思っております。また、議会の皆さん方にも御理解、御協力をいただいておりますが、本当に感謝を申し上げます。ありがとうございます。

1月5日に東海テレビのドラマ、江南市でのドラマという発表もございました。俳優さん、女優さん、そしてほぼ100%、江南市内で撮影をしておりますということを、また議員の皆さん方からもぜひPRのほうよろしくお願いしたいと思っております。どうぞよろしくお願いをいたします。

去る11月28日に12月定例会が開会されて以来、連日終始慎重に御審議を賜り、誠にありがとうございます。

本日本委員会に付託されました諸案件は、いずれも市政進展の上で重要な案件でございます。何とぞ慎重に審査をいただきまして、適切なる御議決を賜りますようお願い申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

それでは、市長は公務がありますので御退席されます。

本日の委員会の日程ですが、付託されております議案第81号 江南市立児童厚生施設に係る指定管理者の指定の期間の変更についてをはじめ3議案と、請願第8号 ノーベル平和賞を受賞した被爆者の願いである、日本政府に核

兵器禁止条約への調印・批准を求める意見書提出を求める請願書の審査を行います。委員会の案件が終わりましたら、委員協議会を開催いたします。

それでは、これより議事に入ります。

審査の順序については、付託順により行います。

委員会での発言については、議会規則第114条において、委員長の許可を得た後でなければ発言することができないと規定されております。質疑・答弁とも簡潔明瞭にお願いし、挙手の上、委員長の指名後に発言して下さるよう議事運営に御協力いただきますようお願いいたします。

また、委員外議員の発言については、会議規則第117条第2項において、委員会は、委員でない議員からの発言の申出があったときは、その許否を決めると規定されております。このことから、所属の委員による質疑が尽きた後に、なお議案の審査上必要のある場合に限り、委員の皆様にお諮りをした上で発言の許否を決めてまいりたいと考えておりますので、議事運営に御協力いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、主幹、副主幹の方は、それぞれ担当の議案のときに出席していただき、その他は退席していただいて結構です。

議案第81号 江南市立児童厚生施設に係る指定管理者の指定の期間の変更について

○委員長 最初に、議案第81号 江南市立児童厚生施設に係る指定管理者の指定の期間の変更についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○こども未来課長 では、議案第81号につきまして御説明申し上げますので、議案書の45ページをお願いいたします。

令和6年議案第81号 江南市立児童厚生施設に係る指定管理者の指定の期間の変更についてでございます。

46ページから49ページにかけまして、参考資料といたしまして江南市立古知野児童館及び藤ヶ丘児童館の管理及び運営に関する変更協定書（案）を掲げております。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 では、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○三輪委員 48ページの指定管理料についてちょっとお尋ねしたいんですけれども、令和6年が最初の4分の1半期ですね、637万2,000円で、令和7年が664万7,000円、そして今度指定を延長するところが676万6,000円ということで、少しずつここ値上がりをしているんですが、これは最低賃金とか人件費の辺りなのか、ちょっとこの上がった分の理由を教えてください。

○こども未来課長 では、それは1年分のものでちょっと一回計算のほうをさせていただきたいと思います。

議案書でいいますと、令和6年度のほうは2,549万1,000円でございます。そして令和7年度1年分ですと2,659万円ということになりますが、今回、指定管理期間を延長するに当たりまして、令和5年度のキッズサポート江南の決算書を基に、主に人件費と光熱水費等を精査いたしまして減額させていただきました。そして、それによって134万9,000円、前年度と比較しますと下がるんですが、その後、人件費のほうの上昇分を見込みまして、その影響が244万8,000円ということで、トータルいたしますと109万9,000円、1年分で上がったということになっております。

○三輪委員 そうすると、光熱費、その他、決算では下がっているんだけど、人件費が上がるということで、あとの令和8年度については、その3か月かな、分ということで、この4分の1半期分のところと大体同じ期間だと思うんですけれども、これについてもやはりちょっと人件費の上昇ということで、少し上がっているということでしょうか。

○こども未来課長 おっしゃるとおりでございます。

○委員長 よろしいですか、ほかに。

○三輪委員 じゃあ、その点はいいなんですけれど、もう一つだけ。

今度の新児童館の指定管理ということについて、いつ頃、どういうふうに決めるかというのは、今決まっていたら知りたいんですけれども教えていただけますか。

○こども未来課長 今度のウィステリアプラザのほうに入る児童館のことな

んですけれども、今の指定管理でやっていくのか、もしくは委託のほうでやっていくのか、そちらのほうはまだ決まっておりませんという状態でございますので、よろしくお願いいたします。

○委員長　ほかに質疑はありませんでしょうか。
よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。
暫時休憩します。

午前 9 時 35 分　休　憩

午前 9 時 35 分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第81号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第82号　令和6年度江南市一般会計補正予算（第5号）

第1条　歳入歳出予算の補正のうち

ふくし部

健康こども部

教育部

の所管に属する歳入歳出

第2条　繰越明許費の補正のうち

保育園改修（空調設備）事業

第3条　債務負担行為の補正のうち

（仮称）多世代交流プラザ整備事業

児童館（（仮称）多世代交流プラザ）整備事業

古知野児童館及び藤ヶ丘児童館指定管理料

トレーニング室等管理委託料

北部学校給食センター調理委託料

第4条 地方債の補正のうち

保育園空調設備改修事業

○委員長 続いて、議案第82号 令和6年度江南市一般会計補正予算（第5号）、第1条 歳入歳出予算の補正のうち、ふくし部、健康こども部、教育部の所管に属する歳入歳出、第2条 繰越明許費の補正のうち、保育園改修（空調設備）事業、第3条 債務負担行為の補正のうち、（仮称）多世代交流プラザ整備事業、児童館（（仮称）多世代交流プラザ）整備事業、古知野児童館及び藤ヶ丘児童館指定管理料、トレーニング室等管理委託料、北部学校給食センター調理委託料、第4条 地方債の補正のうち、保育園空調設備改修事業を議題といたします。

なお、審査方法ですが、歳入歳出一括で各課ごとに審査したいと思いますのでよろしくお願いいたします。

最初に、ふくし部地域ふくし課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○地域ふくし課長 それでは、議案第82号 令和6年度江南市一般会計補正予算（第5号）について、地域ふくし課所管の補正予算につきまして御説明を申し上げます。

議案書の74ページ、75ページの上段をお願いいたします。

3款1項1目地域福祉費で、補正予算額は1,763万4,000円の減額でございます。

説明は以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 では、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

よろしいですか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 では、質疑もないようですので、続いて介護保険課につい

て審査を行います。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○介護保険課長 それでは、令和6年議案第82号 令和6年度江南市一般会計補正予算（第5号）につきまして、介護保険課の所管部分を御説明いたします。

歳出について御説明申し上げますので、74ページ、75ページ下段をお願いいたします。

3款1項2目介護保険費でございます。

補正予算額は、1,021万5,000円の増額補正でございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

よろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

○委員長 質疑もないようですので、続いてふくし支援課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○ふくし支援課長 それでは、ふくし支援課所管の補正予算につきまして、該当箇所の御説明を申し上げます。

議案書の58ページ、59ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

中段の15款1項1目1節社会福祉費負担金、右側説明欄、障害者自立支援給付費負担金ほか1項目、その下、3節生活保護費負担金、右側説明欄、生活保護医療扶助費負担金、続いて、2つ下の16款1項1目1節社会福祉費負担金、右側説明欄は障害者自立支援給付費負担金ほか1項目でございます。

続いて、76ページ、77ページをお願いいたします。

76、77ページです。歳出でございます。

上段、3款1項3目障害者福祉費で、右側説明欄、障害者手当等支給事業、愛知県心身障害者扶養共済事業は38万2,000円の補正予算、その下、自立支援給付事業、障害者自立支援給付事業は1億4,334万8,000円の増額補正をお

願いするものでございます。

少し飛びまして、86ページ、87ページをお願いいたします。

3款3項1目生活保護費、右側説明欄、生活保護事業は5,183万3,000円の増額補正をお願いするものでございます。

最後に、愛知県心身障害者扶養共済事業の件につきましては、この場をお借りしまして当事者の方、議会の皆様に対しまして、大変な御迷惑と御心配をおかけしましたこととおわび申し上げます。今後このようなことがないよう、課内研修を通じ職員の理解を深めるとともに、事務処理手順を見直し、適切な事務処理に努めてまいります。誠に申し訳ございませんでした。

説明は以上でございます。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○三輪委員　すみません、今のその心身障害者扶養共済事業のことなんですが、すみません、どういう制度であって、どういうところでミスがあったのかをもう少し詳しく教えてください。

○ふくし支援課長　心身障害者扶養共済制度とは、障害のある方を扶養している保護者の方が自らの生存中にですね、毎月一定の掛金を納めることによりまして、保護者に万が一死亡や重度障害といった、そういったような万が一のことがあったときに、障害のある方に終身一定額の年金を支給する制度でございます。

これが制度でございまして、今回の経緯でございますけれど、この制度におきまして、掛金額について免除の要件が複数ございます。既に要件の一つに該当し、一部免除とはなっておりましたけれど、令和3年8月から別の免除要件が追加で該当することになりまして、減免額が多くなるはずでございましたが、市のほうで新たな掛金免除の対象になったことに気づかず、免除申請の案内をしなかったということで相手方が掛金の免除の一部を受けることができず、損害を被ったということでございます。このため、本来免除されるべき令和3年8月から令和5年6月までの期間の掛金との差額と、その遅延損害金をお支払いするということになったものでございます。

相手方とは既に10月31日に示談をいたしまして、損害賠償額は11月20日に

お支払いを完了したところでございます。

○委員長　ほかに質疑はありませんでしょうか。

○野下委員　87ページの生活保護事業の関係で、この扶助費が今回5,200万円ぐらい、非常に高いと思うんですね、これ。この理由というのは、ちょっと教えてもらえますか。

○ふくし支援課長　医療扶助費が増えた理由でございしますが、基本的には受給者数の増加によるものでございます。特に、生活保護の受給者というのは高齢者世帯が多くなっておりまして、あとは、次に多いのが障害者世帯、傷病世帯というのが多くなっておりまして、比較的医療費がかかるような世帯が多くなっておりましたので、受給者数が増えたということで、これだけ増えたということでございます。

○野下委員　何名ぐらい増えたんですか。

○ふくし支援課長　4月1日時点、令和5年4月1日と令和6年4月1日でちょっと比較をさせていただきますけれど、令和5年4月1日では459世帯、令和6年4月1日では469世帯、10世帯、人数でいいますと、令和5年が542人、令和6年4月1日では554人ということで、12人増えてございます。

○野下委員　十何名ということですけど、こんなに増えるもんかなあと思って。入院があったとか、そういう形が、長期の入院だとか、入院患者が多いとか、そういう特別の事情があるんですか。

○ふくし支援課長　人数の増加というのは、減ったり増えたりの中でのものでございまして、委員おっしゃられたように、新たになられた方というのは病気になって保護を受けた、特に医療費のかかるがんですとか、そういった方も数名おられました。そういうことが医療費がかかった原因ではないかと思っております。

○委員長　よろしいですか。

○野下委員　はい、いいです。

○委員長　ほかに質疑はありませんでしょうか。

○三輪委員　77ページの自立支援給付事業の中の扶助費なんですが、特に障害児通所給付費というのが6,401万円という、かなり増えているんですけども、利用者の増加という話でしたが、これは例えばデイサービスに通って

いる子供が増えたとか、そういうことでしょうか。

○ふくし支援課長 はい、そのとおりでございます。放課後デイサービスの利用者が増加したことと、あと未就学児が利用する児童発達支援、こちらのほうもかなり大幅な増加となっております。

○三輪委員 人数的にどのぐらい増えたとか、もし分かれば教えてください。

○ふくし支援課長 またこれも、令和5年と令和6年の4月の比較でちょっと申し上げさせてもらいます。放課後等デイサービスの場合には、令和5年4月では336人から令和6年では387人、児童発達支援の場合、令和5年の場合は118人から132人に増えております。

○委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はありませんでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて保険年金課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○保険年金課長 保険年金課の所管いたします補正予算につきまして御説明申し上げますので、議案書の76ページ、77ページをお願いいたします。

最下段、3款1項4目社会保障費の人件費等と、はねていただきまして、78ページ、79ページ上段の保険推進事業及び後期高齢者医療支援事業の広域連合支援事業に係る共済費でございます。

少し飛びまして、84ページ、85ページをお願いいたします。

中段にございます3款2項3目医療助成費の共済費でございます。

該当箇所は以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

○委員長 質疑もないようでありますので、続いて健康こども部こども未来課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○こども未来課長　それでは、こども未来課が所管いたします補正予算の該当箇所につきまして御説明をさせていただきます。

初めに、議案書の54ページをお願いいたします。

第2表　繰越明許費補正上段、保育園改修（空調設備）事業でございます。

同じく54ページ、第3表　債務負担行為補正、上から2段目、児童館（（仮称）多世代交流プラザ）整備事業でございます。

次に、議案書の55ページをお願いいたします。

第4表　地方債補正、上段、保育園空調設備改修事業でございます。

次に、歳入でございます。

議案書の58ページ、59ページの下段をお願いいたします。

18款1項2目1節児童福祉費寄附金、右側説明欄、寄附金でございます。

次に、60ページ、61ページの下段をお願いいたします。

22款1項2目2節児童福祉債、右側説明欄、保育園空調設備改修事業債でございます。

次に、歳出でございます。

少しはねていただきまして、78ページ、79ページをお願いいたします。

下段、3款2項1目こども保育費、補正予算額は5,131万9,000円の減額でございます。

内容につきましては、79ページの説明欄を御覧いただきますようお願いいたします。

79ページの下段、人件費等から83ページ上段、児童・遺児手当等事業まででございます。

該当箇所の説明は以上です。よろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

よろしいでしょうか。

○三輪委員　すみません、宮田南保育園の空調改修なんですけれども、すみません、確認で、これは全館でやるものか各室ごとでやっていくものかということと、繰越明許費でちょっとすぐできないということですけど、この冬

場とか、そういうところに問題はないのかお尋ねいたします。

- こども未来課長　宮田南保育園の空調につきましては、現在集中方式ということで、設置しているものが故障いたしましたので、今回改修をお願いするものになります。

こちらの園につきましては、建てるときに防衛の補助をいただいておりますので、そちらの返還が発生する可能性があるということで、防衛基準を満たすために今回も集中方式の空調を設置する予定でございます。

冬場の空調についてでございますが、9月補正のときに個別の空調を一時的に入れるということで予算をお認めいただいておりますので、そちらを冬場活用させていただきまして、工事の設置完了まではそちらを引き続き使用する予定にしております。

- 委員長　よろしいでしょうか。

ほかに質疑はありませんか。

よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

- 委員長　では、質疑も尽きたようでありますので、続いて子育て支援課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

- 子育て支援課長　それでは、子育て支援課所管の補正予算の該当箇所につきまして御説明申し上げます。

初めに、議案書の54ページの中段をお願いいたします。

第3表　債務負担行為補正の上から3行目、古知野児童館及び藤ヶ丘児童館指定管理料でございます。

古知野児童館及び藤ヶ丘児童館指定管理料に係る債務負担行為で、期間は令和6年度から令和8年度、限度額は3,335万6,000円でございます。

次に、歳入でございます。

議案書の58ページ、59ページの最下段をお願いいたします。

18款1項2目1節児童福祉費寄附金の説明欄、子育て支援課所管の寄附金でございます。

歳入は以上です。

続きまして、歳出について御説明申し上げますので、少しはねていただきまして、82ページ、83ページをお願いいたします。

3款2項2目子育て支援費、補正予算額は848万8,000円の増額でございます。

内容につきましては、83ページ、説明欄の中段、人件費等から85ページ中段の児童館活動事業まででございます。

なお、少し戻りますが、83ページ下段の子育て支援センター維持運営事業、第1・第2子育て支援センター維持運営事業は6万3,000円の増額補正をお願いするもので、17節備品購入費の14万6,000円は、子育て支援センターの事業で使用するマット、連結棚、パネルシアターを購入するもので、特定財源といたしまして、子育て支援への活用を目的にいただきました11万1,000円の寄附金を充てる予定としており、歳入予算に計上しております。

次に、1枚はねていただきまして、84ページ、85ページの中段をお願いいたします。

児童館等運営事業、児童館指定管理事業は、繰り返しになりますけれども、古知野児童館及び藤ヶ丘児童館の指定管理料に係る限度額3,335万6,000円の債務負担行為をお願いするものでございます。

次に、大きくはねていただきまして、110ページ、111ページをお願いいたします。

10款1項3目放課後児童費、補正予算額は180万1,000円の増額でございます。

内容につきましては、111ページ、説明欄の上段、放課後子ども総合プラン事業（放課後児童健全育成）事業の職員手当等、共済費でございます。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

よろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

○委員長　質疑もないようですので、続いて健康づくり課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○健康づくり課長兼保健センター所長 それでは、健康づくり課所管の補正予算につきまして御説明を申し上げます。

初めに、歳入についてでございます。

議案書の58ページ、59ページをお願いいたします。

中段にございます15款 1 項 2 目衛生費国庫負担金、1 節保健衛生費負担金の右側説明欄、新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費負担金でございます。

続きまして、歳出についてでございます。

86ページ、87ページの中段をお願いいたします。

4 款 1 項 1 目健康づくり費、補正予算額は1 億6,862万8,000円でございます。

初めに、人件費等で1,266万6,000円の減額、その下、健康推進事業で4 万9,000円の減額、はねていただきまして、89ページ最上段にございます、予防接種事業で1 億8,162万2,000円の増額、その下、狂犬病予防事業で5,000円の減額、その下、母子健康管理事業で1 万4,000円の減額、その下、こども家庭センター（母子保健）運営事業のこども家庭センター（母子保健）運営事業で2 万4,000円の減額と、その下、出産・子育て応援交付金事業で17 万円の減額、その下、休日急病診療所維持運営事業の休日急病診療所運営事業で5 万円の減額をお願いするものでございます。

該当箇所は以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○三輪委員 予防接種のところで、ヒトパピローマウイルス感染症予防接種の勧奨をしていただいて、かなり予防接種増えたのでよかったなと思うんですけども、本来接種していただきたいんだけどまだ接種できていないとか、そういう方が何%ぐらいいるとか、そういうことって分かりますでしょうか。

○健康づくり課長兼保健センター所長 令和6年度の接種の状況で説明させ

ていただきますけれども、令和6年11月25日現在で対象者の方が7,066人の方がお見えになります。その中で、10月までに1回目接種の方が2,863回、2回接種が2,052回、3回接種が1,406回ということになります。

1回目の方が今年度40.52%、2回目の方が29.04%、3回目の方が19.9%といったような状況になっております。

○三輪委員 今年度1回目を受けていれば、後は受けられるということではなかったんですかね。

○健康づくり課長兼保健センター所長 先日、国のほうが、今年度、令和7年3月31日までに1回でも接種をされた方は、令和8年3月31日までに2回目、3回目接種のほうを公費で打てるということになりましたので、市のホームページにおいてもその周知のほうを現在しております。

○委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はありませんでしょうか。

よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

○委員長 では、質疑も尽きたようでありますので、続いて教育部教育課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○教育課長 それでは、教育課の所管の補正予算につきまして、該当箇所の御説明を申し上げます。

歳出でございます。

108ページ、109ページをお願いいたします。

上段、10款1項1目教育支援費で、補正予算額は261万8,000円でございます。

同じページの下段、10款1項2目教育環境費で、補正予算額は53万円の減額でございます。

はねていただきまして、110ページ、111ページをお願いいたします。

中段、10款2項1目小学校費で、補正予算額は252万2,000円でございます。

はねていただきまして、112ページ、113ページをお願いいたします。

上段、10款3項1目中学校費で、補正予算額は5万1,000円の減額でござ

います。

該当箇所は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

○委員長 では、質疑もないようでありますので、続いて生涯学習課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○生涯学習課長兼少年センター所長 生涯学習課所管の補正予算につきまして、該当箇所を御説明申し上げます。

初めに、歳入について御説明を申し上げますので、議案書の60ページ、61ページをお願いいたします。

60ページ中段の21款5項2目雑入、11節雑入のうち、61ページ説明欄の生涯学習課所管分、建物総合損害共済災害共済金63万5,000円でございます。

歳入は以上でございます。

続きまして、歳出について御説明を申し上げますので、議案書の112ページ、113ページをお願いいたします。

112ページ中段、10款4項1目生涯学習費で、補正予算額は420万7,000円の減額補正でございます。

はねていただきまして、114ページ、115ページをお願いいたします。

114ページ中段、10款4項2目文化交流費で、補正予算額は1,020万4,000円でございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○尾関委員 文化財保護事業の樹木剪定手数料の見直しというか増額で、これって補足資料ってあったんでしたっけ。特にこの場所を重点的にやりますよみたいなのはあったんでしたっけ。

○生涯学習課長兼少年センター所長 今回、議案書に補足説明資料は特に提

示しておりません。

○尾関委員 場所ってどこですか。

○生涯学習課長兼少年センター所長 場所につきましては、木曽川堤の桜の剪定となります。

○尾関委員 桜の木も文化財扱いで番号が振ってあるのと、とある方が任意で植えてしまったものと混ざっているんですけど、それは文化財を優先的に剪定されるということでしょうか。

○生涯学習課長兼少年センター所長 生涯学習課で所管させていただいておるものは、文化財の桜になります。木曽川堤の桜につきましては、基本的に植えられているものについては全て文化財という扱いになっております。

○尾関委員 多分そうじゃなくて、過去の一般質問で私が植えたという発言があって、それが1本置きに間に入っていたりしているんです。それが番号振っていないはずなんですけど、その辺の確認はできていますか。

○生涯学習課長兼少年センター所長 文化財につきましては、桜並木として文化財の指定をさせていただいておりますので、基本的に番号は振ってあるものとなっております。

○委員長 よろしいでしょうか。

○尾関委員 ちょっと脱線して、要望になります。

南山町に富士塚があって、富士塚って文化財だと思うんですけど、けどその周りの富士塚のところに植わっている桜とか柳が果たしてどういう扱いになっているか分からなくて、先週ちょっと私個人的に、近所に迷惑をかけているという話で、来てほしいという要望が出ていたんでちょっと言わせていただくんですけど、樹木がどっちの扱いになっているか確認させてほしい。文化財なのか、あるいは碑だけが文化財なのか。

○生涯学習課長兼少年センター所長 富士塚につきましては、碑が文化財になっておりますが、あちらの管理については市のほうでやらせていただいておりますので、樹木剪定についても市のほうの予算でやらせていただいております。

○委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はありませんでしょうか。

よろしいですか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 では、質疑も尽きたようでありますので、続いてスポーツ推進課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長 スポーツ推進課所管の補正予算につきまして、該当箇所を御説明させていただきます。

議案書の114ページ、115ページをお願いいたします。

歳出でございます。

下段の10款5項1目スポーツ推進費で、補正予算額は31万円の減額でございます。

内容につきましては、はねていただきまして、117ページ説明欄、こちらをお願いします。

中段、スポーツプラザ維持運営事業のトレーニング室等管理委託料に係る債務負担行為としまして、限度額8,085万円をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

よろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

○委員長 では、質疑もないようでありますので、続いて学校給食課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○学校給食課長兼南部学校給食センター所長兼北部学校給食センター所長
それでは、学校給食課所管の補正につきまして御説明いたしますので、議案書の116、117ページをお願いいたします。

116ページ中段、10款5項2目学校給食費で、補正予算額は512万3,000円の減額補正でございます。

内容につきましては、117ページ説明欄、人件費等から119ページ、給食企画事業までとなります。

説明は以上です。補足説明はございません。よろしくお願いします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

よろしいですか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 では、質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

午前10時12分 休 憩

午前10時12分 開 議

○委員長 では、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第82号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第84号 令和6年度江南市介護保険特別会計補正予算（第2号）

○委員長 続いて、議案第84号 令和6年度江南市介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○介護保険課長 それでは、議案第84号につきまして御説明申し上げます。

議案書の137ページをお願いいたします。

令和6年議案第84号 令和6年度江南市介護保険特別会計補正予算（第2号）でございます。

138ページ、139ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正でございます。

次に、140ページから141ページには、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を掲げております。

次に、142ページ、143ページをお願いいたします。

今回の補正予算の歳入予算でございます。

2款2項3目地域支援事業包括的支援事業・任意事業費交付金は4,000円の減額でございます。

その下、4款3項2目地域支援事業包括的支援事業・任意事業費交付金は2,000円の減額でございます。

その下、6款1項3目地域支援事業包括的支援事業・任意事業費繰入金は2,000円の減額でございます。

その下、6款1項5目その他一般会計繰入金は57万7,000円の減額でございます。

その下、6款2項1目基金繰入金は3,000円の減額でございます。

次に、歳出について御説明申し上げます。

144ページ、145ページをお願いいたします。

上段の1款1項1目総務管理費の補正予算額は41万4,000円の減額でございます。

下段の1款2項1目介護認定審査会費の補正予算額は16万3,000円の減額でございます。

146ページ、147ページをお願いいたします。

上段の4款3項1目包括的支援事業・任意事業費の補正予算額は1万1,000円の減額でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

よろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

○委員長　では、質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

午前10時16分　　休　憩

午前10時16分　　開　議

○委員長 では、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第84号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

請願第 8 号 ノーベル平和賞を受賞した被爆者の願いである、日本政府に核兵器禁止条約への調印・批准を求める意見書提出を求める請願書

○委員長 続きまして、請願第 8 号 ノーベル平和賞を受賞した被爆者の願いである、日本政府に核兵器禁止条約への調印・批准を求める意見書提出を求める請願書を議題といたします。

それでは、事務局より請願文書の朗読をさせます。

○事務局 請願第 8 号、令和 6 年11月28日受付。件名、ノーベル平和賞を受賞した被爆者の願いである、日本政府に核兵器禁止条約への調印・批准を求める意見書提出を求める請願書。

請願者、名古屋市北区黒川本通 2 の11の 1、コーポタニグチ201、愛知県原水爆被災者の会（愛友会）理事長、金本 弘。

紹介議員、掛布まち子、三輪陽子。

請願趣旨は、請願文書表の別紙 1 を御覧いただきたいと思います。

ノーベル平和賞を受賞した被爆者の願いである、日本政府に核兵器禁止条約への調印・批准を求める意見書提出を求める請願書。

請願趣旨。

2024年10月11日、私たちの被爆者団体である日本被団協に対してノーベル平和賞の授与決定が発表されました。ノーベル委員会は、受賞理由で「世界中で起きている紛争を見ると、核兵器を二度と使用してはならないという規範を守ることがいかに重要であるかが分かる。日本被団協と被爆者は、この文脈において極めて重要だ」と述べています。このような核をめぐる危機的

な状況に対して、「希望の光」と言われているのが核兵器禁止条約です。2021年1月22日に発効し、現在94か国が調印し、73か国が批准しています。被爆者は、唯一の戦争被爆国である日本が核兵器禁止条約に調印・批准し、現在の世界的な核の危機を食い止める先頭に立ってほしいと心から願っています。

2023年核兵器禁止条約の第2回締約国会議が国連本部において開催され、日本被団協が市民社会の代表として会議に参加しました。会議では「日本は核廃絶を主張する一方で、国連総会では核保有国と足並みをそろえて投票している。日本の戦略を説明してほしい」などの発言をはじめ、核兵器禁止条約に後ろ向きの態度を続ける日本政府への疑問の声が出席した各国から噴出していました。市民社会の立場で出席した広島県知事が、たまりかねて「私たちも当惑している。日本政府がそうした矛盾から抜け出し、少なくともここにオブザーバー国として来て議論し、最終的には禁止条約に署名・批准することを望んでいる」と答えていました。このように、現在の日本政府の態度は、世界から期待される唯一の戦争被爆国の行動とは、かけ離れていると言わなくてはなりません。

日本政府は、「日本周辺の厳しい安全保障環境の下、アメリカの核の傘・拡大抑止の力は重要だ」と述べています。しかし、核の力を頼りにした軍事的抑止力の強化では戦争は防げず、むしろ戦争のリスクが高まるのではないのでしょうか。

いまこそ広島、長崎の原爆被害を体験した日本政府は、核兵器の使用を許さず、核兵器を全面的に禁止させる先頭に立ち、外交力をもって周辺の国々との平和を築くため、そのあかしとして、核兵器禁止条約に調印・批准することを強く求めます。

よって、地方自治法第99条の規定による意見書として国に提出されるよう、以下の事項を請願します。

請願事項。

核兵器禁止条約への調印・批准することを求める意見書を国及び関係機関に提出してください。

以上です。

○委員長 朗読が終わりました。

これより審査を行います。

各委員から御意見をお願いいたします。

順番ですが、紹介議員の三輪委員がおられますので、三輪委員からぜひ最初、お願いしたいと思います。

○三輪委員 お願いいたします。

10日にオスロで被団協の代表の方がスピーチをされましたが、皆さん聞かれましたでしょうか。本当に感動的なスピーチで、世界中に被爆の実相と、あと、やはり今こそ核兵器は人類と共存できない、核廃絶しか道がないということに訴えられたものなんですね。

実は先日、愛友会の方が江南市にもいらっしゃいまして、ぜひこの請願を採択し、意見書を出してほしいということで来られました。本当は今日ここに来て意見陳述されたいということだったんですけども、愛知県からも2名の方がオスロに行かれておりまして、ちょっと今日残念ながら意見陳述できないということです。

やはり日本政府はアメリカの核に守られているので、これは矛盾するというような立場を取って、いまだ禁止条約に署名・調印していないんですけども、世界では、先ほどもありましたけれど、多くの国、94か国の署名と73か国が既に批准ということで、大変多くの国が批准しておりますし、全国でも、これは2022年なので、今もっと増えていると思うんですけど、63の自治体でこの意見書が出されております。この近辺でいうと、犬山市、岩倉市、大口町、扶桑町、全て周りの市町村が意見書を出しております。ぜひ江南市でも、やはり唯一の戦争被爆国としては、この核兵器をなくす一番先頭に立つべきが日本であるので、政府としてもやはり「橋渡し」と言っているんですが、やっぱり核兵器が人類と共存できないと、とにかくこの核は今まで使ってはならないということで、本当に被爆者の方々は本当思い出すのもつらいんですけど、その自分の体験を語りながら、絶対これはもう二度とどこでも使われてはいけないということを訴えてこられたことが、やはりこれまで使うぞと脅しには使っても実際に使われることがなかったということで、今回このノーベル賞の受賞になったと思うんですが、ぜひこれについては、やは

り今こそこの請願採択して、江南市としても意見書を上げるべきというふうに思いますので、議員の皆様の賛同をよろしくお願いいたします。以上です。

○委員長　　ありがとうございました。

それでは、順番に。

須賀委員から順番に、よろしいですかね。

須賀委員、お願いいたします。

○須賀委員　　私は、江南市は国際平和都市宣言をして、ずっともう、私は昭和63年のときに企画課におったときに国際平和都市宣言をやったというのがあるんですけれども、やっぱり現実的に今、例えばアメリカの核の傘の中におる日本においてですね、国がそういった後ろ向きな姿勢を取るのには仕方がないことだとは思いますが、ただ江南市、人類みんな、やっぱり核兵器がなくなってほしいという思いはあると思います。

昨日、この間オスロの演説の中にもありましたように、世界中に1万2,000発の核弾頭があると、直ちに今ボタン1つ押せば4,000発の核弾頭が発射されるというような現在危機的な状況になっているわけですね。幾ら国が後ろ向きな姿勢を取るとしてもですね、やっぱり江南市としては国際平和都市宣言もやって、先人たちがそういったことを導いてくれているということも考えますと、江南市としてはこの請願に対して採択すべきであるというふうに私は思います。以上です。

○委員長　　ありがとうございます。

野下委員、お願いします。

○野下委員　　このノーベル平和賞受賞ということは、大変意味はあると思うんですよね。昨日の団長の最後の言葉にこういうのがありました。核兵器国と、その同盟国の市民の中に、しっかりと核兵器は人類と共存できない、共存させてはならないという信念が根つきと、こういう言葉を言っていられちゃいます。

日本は、当然ですけれども、この条約の批准はしておりません。ただ、ここにおっしゃったように、核兵器の保有国と、それから非核兵器のこの国々の溝というのはやっぱり非常大きいと思うんですよね。やはり日本が被爆国であったということは、この大きな意味というのは、これからやらず

ちやいけない意味というのは、この請願というか条約を締結をするという、その前の段階の、しっかりとしたこの2つの国々の中に入って、そして対話をしっかりとさせて、そしてそういう方向に持っていくという、それこそ三輪委員もおっしゃったようにこの「橋渡し」というのをですね、これ国が被爆国として、この会議にとにかくオブザーバーとして参加をすること、ここから進めないと質疑は多分進んでいかないと思うんですね。

ですので、私はまずそこから出発点としてやっていくべきであるという、その先にこういう請願があるような、そういう段階に入っていくんじゃないかなと思いますので、今の段階でこの請願に対しては、私はそういった意味では不採択とする立場であります。

笑っちゃいかんですよ。

日本がどういう立場かということもよく考えてもらって、三輪委員、ね、笑っちゃ困るんですよ。

やっぱり今言ったように、ここの多くの国々、じゃあ誰が仲立をするのか。それから、批准していない国もオブザーバーで出ているんですよ。だから、そういったこともしっかりと国にも、やっぱり首相にも提言をしながらやっていくことが大事じゃないですか、と私は思いますので、今回のこれに対しては、不採択という立場であります。

○委員長 ありがとうございます。

尾関委員、お願いします。

○尾関委員 端的にお話しさせていただきます。

今、日本の置かれた立場として、昨今私もいただいた情報として、米国のシンクタンクで2027年までに台湾有事がある、ほぼあるだろうというふうに言われている現在ですね、日本の置かれた立場を考えたときに、非核三原則による日本の方針というのは変わることはないんですけども、それをも認めた上での日米同盟が存在するということを考えると、国の意向がほぼ米国が推奨しているというか、認めている流れだと思っておりますので、心情的な部分は十分に同意しますが、今回の請願に関しては、不採択という意見にさせていただきます。

○委員長 長尾委員、お願いします。

○長尾委員　核兵器の禁止については、総論としては大賛成の立場です。当たり前ですね、日本は被爆国でありますからね、核兵器は禁止すべきだという総論はいいんです。

ただ、この条約、皆さん全文読まれていると思いますけどね、この内容で果たしていいんでしょうかという話です。結果的には、締結・批准した国はいいですよ。だけど核保有国は絶対こんなもの、条約に入らないですよ。じゃあ、そこの国の核兵器をどうやって廃止するのということは書かれていないんですよ、実はね。そこのプロセスが重要な話であって、先ほど野下委員も言われましたように、その核兵器保有国をどうやって減らしていくのと、日本の周りだと、中国も北朝鮮ももう既に持ちちゃっています。そこの対話をしていかなきゃいけないんで、これ入っちゃうと、逆にその会話のテーブルに相手は着いてくれなくなります。だから、そういうことも考えると、日本が核保有国と膝を突き合わせて話す機会を奪うことになりかねないと私は考えます。

だから、今の状態で、あくまでも日本は被爆国として反対だという立場を取りながらも、この条約をやって自己満足になるんじゃなくて、廃絶に向けたプロセス、会話・対話を積極的にやれる、そういう機会をなくさないようにするためにも、ここは入らないほうがいいんじゃないかと私は考えます。以上です。

○委員長　不採択という。

○長尾委員　はい。

○委員長　ありがとうございます。

土井副委員長、お願いします。

○土井委員　核兵器を使ってはならないということは、当然そのとおりですし、御自身のつらい体験をこの目的のために長年世界に訴えてくださった被爆者の方々の活動が今回評価されたこと、本当に心より敬意を表します。

ただ、日本は被爆国であり、非核三原則を持っている国、それはこの条約に調印してもしなくても変わらない、絶対に変わらない立場であると思います。では、この調印・批准というのがどういう意味を持つのか、どうやって判断すればいいのかと考えたときに、それは今現在核保有している国々へど

ういうメッセージを日本が発するかというところだと思います。

核兵器を使ってはならないということは、世界のほとんどの国や人が共通して持っている思いです。それにもかかわらず核を保有する国々、それから、そうした国々と同盟関係にあって核の傘に入る国々があるというのはどういうことかという、そういう国々が悪だからではなくて、そうしなければ自国の国民を守れないと考えているからだと思います。

この条約、原文全て読ませていただきましたけれども、核を使用も、もちろん保有も、保有する国々にいかなる理由で協力することも一切禁止するという内容のもので、それこそが絶対的な正義だというふうに宣言しています。私は、世界を正義と悪とに2つに分けて争いが避けられたことというのはないと思っています。どうして核を保有しなければならないのか、どうして今核によってしか自国を守ることができないと思う国々があるのか、そういう核のジレンマに正面から向き合わなければ本当の意味で核のない世界を実現することはできないと思っています。

ただもちろん、本当に私には想像もできないようなつらい思いをされて長年闘ってこられている被爆者の方々からしたら、そんな御託はいいから問答無用で核兵器は禁止だという、その思いはもう当然のことです。しかしながら、だからこそそうした被爆者の方々の痛切な思いと、あまりにも非情な世界の現実と、その両方に寄り添い、耳を傾けていくことこそ被爆国である日本の本来の意味で核兵器のない世界を実現するための責任なのではないかと思っています。

ですので、この請願書にありますけれども、オブザーバー国としての参加、大賛成です。ただ、今回の請願書、調印・批准を求めるところですので、今の段階を考えると、不採択という立場を取らせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長 ありがとうございました。

ほかに御意見ございませんか。

○三輪委員 すみません。皆さんいろいろで、調印することでかえって対話ができないのではないかというような御意見もあったんですけれども、今やっぱり核を持っている国に核を使わせない、核を減らさせるためには、その

核を持っている国以外のところがやはり核は持つべきでない、人類と共存できないということで追い詰めていくというか、そういう国を追い詰めるというか減らすために周りの国を、締約国を増やしていくというか、そういう世論をつくっていくということだと思うんですね。

だから、核だけじゃなくて軍事力でとにかく周りの国を脅すとか、そういうことでの平和というのはいつ崩れるか分からない。だから、そういうのではなく、やっぱりそれをなくしていく、そのための方法として、とにかくやっぱり被爆者、広島・長崎の方々のこういう気持ちというか、そういうものもありますし、その方法、やっぱり核抑止とか核共有していくとか、そういうような今流れがすごく心配で、それをやっぱり縛っていくものとして各地からこういう意見書を上げていくというのがすごく今こそ重要だというふうに思いますので、もう一言だけ。

ありがとうございました。

○委員長 ありがとうございました。

ほかに御意見ありませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

○委員長 では、御意見も尽きたようでありますので、これをもって御意見をいただくのを終結したいと思います。

では、請願第8号を採決いたします。

本請願を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長 ありがとうございます。

挙手少数です。よって、本請願は不採択とすることに決しました。

以上で、当委員会に付託されました案件は全て終了いたしました。

なお、委員長報告の作成につきましては、正・副委員長に御一任いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

午前10時39分 休 憩

午前10時51分 開 議

行政視察報告書について

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、当委員会の行政視察報告書について御協議をお願いいたします。

なお、あらかじめ所管については記載するとなっておりましたことから、既に記載してありますのでお願いいたします。

それでは、何か御意見等はありませんか、よろしくをお願いいたします。東京都豊島区、こども家庭庁、図書館流通センター、特に御意見よろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

○委員長 では、御意見もないようでありますので、このまま今定例会において提出いたしますので、よろしくをお願いいたします。

行政視察について

○委員長 続きまして、行政視察についてを議題といたします。

資料をタブレット端末に配信しておりますので御覧ください。

この件につきまして、事前に委員の皆様には御相談をしておりましたが、視察先との調整がつきましましたので御報告させていただきます。

まず、日程につきましては、令和7年1月9日木曜日と2月12日水曜日があります。

視察先と調査内容につきましては、1月9日木曜日は、愛知県豊明市で地域包括ケアシステム豊明モデルについてを、2月12日水曜日は、愛知県安城市で子ども発達支援センターあんステップについてをそれぞれ調査いたします。

このような内容で進めていきたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。

それでは、よろしくをお願いいたします。

なお、詳細な資料については12月下旬及び1月下旬までには事務局から届

けさせますので、視察当日にお持ちくださいますようよろしくお願いいたします。

今年度の当委員会の研修会について

○委員長　　続きまして、今年度の当委員会の研修会についてを議題といたします。

この件につきましては、去る9月の委員会におきまして正・副委員長に一任をいただいております。そうしたことから、検討した結果を本日御報告させていただきます。

講師につきましては、杏林大学客員教授でこども家庭庁参与、また前三鷹市長であります清原慶子氏です。

研修のテーマにつきましては、「こども基本法に基づくこどもまんなかまちづくり」です。

日程につきましては、令和7年1月14日火曜日、午後1時30分から午後3時30分としたいと思います。

このような内容で進めていきたいと思いますが、御異議ございませんか。
よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　先日、姫路市で行われました全国都市問題会議の場で清原さんとお会いしましたので、そのときに伊藤議長と一緒にちょっと御挨拶させていただきまして、江南市に来ていただく際にはよろしくお願いいたしますとお話しさせていただきました。

では、御異議もないようでありますので、そのように決定させていただきます。

なお、詳細につきましては、正・副委員長に御一任いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

市民と議会との意見交換会について

○委員長 次に、市民と議会との意見交換会についてを議題といたします。

この件につきましては、去る9月の委員会におきまして、内容等につきましては正・副委員長に一任していただいております。そうしたことから、検討した結果を本日報告させていただきます。

日程につきましては、令和7年1月22日火曜日、午後2時から午後3時30分までの1時間半を予定しております。

場所につきましては、江南市役所3階第2委員会室です。

意見交換をする団体につきましては、江南市総合支援協議会のこども福祉部会のメンバーの皆さんです。

テーマについては、「障害児を取り巻く環境について」としたいと思います。

このような内容で進めていきたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議もないようでありますので、そのように決定させていただきます。

なお、決定したテーマに対しての配付資料につきましては、正・副委員長で協議し、決定していきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議もないようでありますので、そのようにさせていただきます、後日御報告させていただきます。

なお、詳細につきましては、正・副委員長に御一任いただき、改めてお知らせしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

以上で、本日の委員会の議題は全て終了いたしました。

皆様の簡潔明瞭な御質問及び当局の答弁に感謝をいたします。議事運営に御協力いただきありがとうございました。

以上で厚生文教委員会を閉会いたします。

午前10時57分 閉 会

江 南 市 議 会 委 員 会 条 例 第 2 9 条 第 1 項
の 規 定 に よ り こ こ に 署 名 す る 。

厚 生 文 教 委 員 長 藤 岡 和 俊